

議案第36号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
住宅営繕課	上記政令において公営住宅法施行令の一部が改正され、公営住宅の入居者資格が変更されることに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
<p><b>【趣 旨】</b> 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条において、公営住宅法施行令第6条（入居者資格）が改正されたため、当該条例の改正が必要となったもの。</p> <p><b>【改正背景】</b> 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括法」という。）が平成23年5月2日に公布に伴い、公営住宅法の一部が改正された。（施行は平成24年4月1日）</p> <p>この一括法附則第14条第3項により施行日より1年の期間内において、条例が改正されるまでの間の規定は従前の例による経過措置を適用することができるが、政令改正に伴い廃止された規定との整合を図るために当該条例を改正するもの。</p> <p><b>【関係法令】</b> 公営住宅法施行令（以下「政令」という。）</p> <p><b>【改正内容】</b> ① 小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（第6条関係）</p> <p>小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1号において準用している政令の規定を4月1日以後も準用するため、条例の規定を「政令」から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による改正前の公営住宅施行令（旧政令）」に改める。</p> <p>② 三田市営住宅の設置及び管理に関する条例（第6条関係）</p> <p>三田市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第3号において準用している政令の規定を4月1日以後も準用するため、条例の規定を「政令」から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による改正前の公営住宅施行令（旧政令）」に改める。</p> <p><b>【施行期日】</b> 平成24年4月1日</p>	